

## 破産法第157条の報告書

令和4年11月28日

東京地方裁判所民事第20部特定管財4係 御中

破産者医療法人社団博洋会  
破産管財人 弁護士 三村藤明

### 第1 破産手続開始に至った事情

概ね破産手続開始申立書記載のとおりであるが、主に、破産者が運営していた、石川県金沢市の藤井病院において、平成30（2018）年9月頃以降断続的に行われた東海北陸厚生局の監査により診療報酬の不当請求及び不正請求を指摘されたことに起因する。

具体的には、破産者は、夜勤の人員配置が施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、実際の勤務実態とは異なる勤務時間等を記載した届出を行うなどして、平成25（2013）年9月から平成30（2018）年8月までの間、診療報酬を不当に請求しており、また、平成28（2016）年7月から平成30（2018）年8月までの間、診療報酬を不正に請求していたと認定され、これに起因する各保険者及び被保険者からの過払診療報酬の返還請求を受けるとともに、令和3（2021）年2月17日付けで、令和4（2022）年1月1日をもって保険医療機関の指定を取り消す旨の行政処分を受けた。

これにより、破産者の経営及び財務状態は急速に悪化し、自力での事業継続が困難となったため、同年8月1日、医療法人社団竜山会（以下「竜山会」という。）に対し、対価金7億2000万円で全事業を譲渡し、その後、令和4（2022）年3月16日に破産手続開始を申し立てた。

その後、保全管理期間を経て、令和4（2022）年7月29日に破産手続が開始した。

### 第2 破産者及び破産財団に関する経過及び現状

#### 1 破産管財人代理の選任

破産手続開始決定後、御庁の許可を得て、直ちに弁護士小野塚格、同田子小百合、同石丸莉誇を破産管財人代理に選任した。

#### 2 現預金

##### (1) 予納金等の引き継ぎ

破産手続開始の申立直後に申立代理人から引き継いだ金員と保全管理中に回収した金員で保全管理人口座において保管していた合計金8億2696万3741円を破産手続開始直後に破産管財人口座に引き継いだ。

##### (2) 預金

破産者が破産手続開始申立時に保有していた5金融機関の6件の普通預金口

座につき解約により口座内の預金の払い戻しを受ける方法により換価を進め、保全管理期間中に全ての預金口座の換価を完了した。

### 3 各種請求権の債権回収

#### (1) 未払診療報酬及び自賠責保険未収金等の回収

未払診療報酬及び自賠責保険未収金等について保全管理期間中から調査と回収を進め、破産手続開始後には、合計金27万2576円を回収した。

債権不存在等の理由により回収不能なものを除き、未払診療報酬及び自賠責保険未収金等の回収は、完了している。

#### (2) 療養費

当職の調査の結果、破産者が施設基準を偽っていたことから、入院中における食事代等の療養費につき保険者と被保険者（患者）の負担割合が実際とは異なっていたことにより、一部患者に対する療養費支払請求権が発生していることが判明したため、同請求権の処理を行った。

#### (3) 指定公費

当職の調査の結果、破産者が富山県国民健康保険団体連合会を事務処理機関とする指定公費支払請求権を有することが判明したため、指定公費金1万6931円を回収した。

#### (4) 藤井博之氏に対する貸付金

破産者は、代表者である藤井博之氏に対し、個人病院を法人化する際等に生じた貸付金債権を有している。同氏についても破産手続が開始されているため、同氏の破産手続において同債権の債権届出を行った。同債権については同氏の破産手続を通じて、1566万5308円の配当を受ける見込みである。

### 4 有価証券・敷金等その他資産の換価等

#### (1) 出資金

金融機関への出資金につき、退会による換価を進め、保全管理期間中に換価を完了した。

#### (2) 敷金

破産者の職員用社宅用建物の敷金として賃貸人に預けていた金47万1600円の返還を受けた。

#### (3) 骨董品

破産手続開始後、申立書には記載がない、破産者所有の骨董品（獅子頭）が存在することが判明したため、これを金3万5000円で売却した。

### 5 事業譲渡の残務処理

竜山会に対する事業譲渡に関連し、固定電話契約の承継手続及び立替金の精算（金8934円）等、残務の処理を行った。

### 6 否認の検討（事業譲渡、不動産等その他資産の売却について）

竜山会に対する事業譲渡ほか申し立て直前の資産処分につき、調査及び否認等の検討を行った。

調査及び検討の結果、特に否認等の対象となる行為は見当たらなかった。

## 7 税務申告

当職は、税理士法人レクス会計事務所に依頼して、解散事業年度（令和3（2021）年10月1日から令和4（2022）年7月29日まで）の法人税及び消費税の確定申告を行い、消費税1343万3700円が還付された。

また、清算第一事業年度（令和4（2022）年7月30日から同年9月30日）の法人税及び消費税の確定申告を行い、消費税12万4403円が還付される見込みである。

今後は、清算確定事業年度についても法人税及び消費税の確定申告を行う予定である。

## 8 破産財団の現状

本報告書作成時までの調査による破産財団の状況は、財産目録及び貸借対照表記載のとおりである。

### 第3 破産法第177条第1項の規定する保全処分又は第178条第1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

破産者の役員責任につき調査したが、破産法第177条第1項の規定する保全処分又は第178条第1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情は見当たらなかった。

### 第4 訴訟等

破産手続開始の申立時点に継続中であった2件の裁判については、1件は中断しており、1件は取り下げられたことにより、終了している。

### 第5 その他管財業務

#### 1 債権届出書等

##### (1) 過払診療報酬返還請求権に係る調査

破産者の主要債権者は、過払診療報酬返還請求権を有する保険者及び被保険者であるところ、診療報酬に係る健康保険制度は極めて複雑な仕組みとなっており、特に、被保険者（患者）が自ら過払診療報酬額を計算することは事実上困難であった。また、破産手続開始申立時点では、被保険者（患者）の債権の存否及び額並びに住所がほとんど明らかとなっておらず、直ちに破産手続を開始した場合には、特に被保険者（患者）の多くが破産手続参加の機会を事実上失うことは明白であった。

そこで、当職は、裁判所と緊密に連携して、破産手続開始に先立ち保険者、監督官庁、業務委託先である（株）ニチイ学館及び事業譲渡先である竜山会の協力も得て、約120名の保険者及び約1800名の被保険者（患者）を対象としてその有する過払診療報酬返還請求権に係る調査を行った。

##### (2) 開始時送付書類についての工夫

被保険者の債権届出書については、上記の過払診療報酬返還請求権に係る調査の結果確定した債権額等を予め印字して送付した。また、開始時送付書類については、裁判所の了承を得て、通常の送付書類に加えて破産に至る経緯や債権届出書の記入方法に係る説明書類を同封した。

### (3) 居所不明者の住所調査等

当職は、本件一覧表記載の債権者全員に対して郵送により破産手続開始通知書等一式を送付したが、そのうち110件超の被保険者については、居所不明により破産手続開始通知書等が返送されてきてしまった。

そこで、当該居所不明の被保険者については、住民票・戸籍謄本等につき職務上請求を行って取得する、調査嘱託を申し立てる等の方法によって、可能かつ合理的な範囲で住所の調査を行った。

## 2 債権調査等

財団債権の申出及び破産債権の届出状況は以下のとおりである。なお、破産手続開始時において把握していた債権者数は、1166名である。

- (1) 財団債権 金38万8623円
- (2) 優先的破産債権 金117万1923円
- (3) 一般破産債権 金21億6364万1986円
- (4) 劣後的破産債権 額未定

## 3 債権者に対する情報提供

- (1) 保険者に対する説明会等の開催
- (2) 金融機関に対する説明会等の開催
- (3) 被保険者に対する説明会等の開催
- (4) 専用のホームページの開設
- (5) 問合せ専用メールアドレス／コールセンターの設置

以上

## 財 産 目 録

(開始決定日=令和4年7月29日現在)

破産管財人弁護士 三 村 藤 明  
(単位:円)

### 資産の部

番号	科 目	金額 (令和4年7月29日)	評価額 (財団組入額)	備 考
1	現金	826,963,741	826,963,741	保全管理人口座からの引継ぎ
2	預貯金	0	0	
3	医業未収金	559,089	272,576	
4	貸付金	223,959,308	15,665,308	破産者藤井博之に対する貸付金
5	書画骨董	35,000	35,000	獅子頭
6	敷金	471,600	471,600	
7	還付税金	0	13,558,103	清算第一事業年度の還付税金(124,403円)につ つき入金予定
8	受取利息	0	2,916	
9	その他	0	25,865	
	資産合計	1,051,988,738	856,995,109	

### 負債の部

番号	科 目	届出額	評価額	備 考
1	一般破産債権(別除権付債権を除く)	2,163,641,986	2,163,641,986	
2	別除権予定不足額	0	0	
3	別除権付債権	0	0	
4	財団債権	388,623	388,623	(独)中小企業基盤整備機構 R4.10.21納付済
5	優先的破産債権	1,171,923	1,171,923	
6	劣後的破産債権	額未定	-	認否留保
	負債合計	2,165,202,532 及び額未定	2,165,202,532	



令和4年（フ）第1353号

破産者 医療法人社団博洋会

## 【破産】貸借対照表

(作成日=令和4年11月28日現在)

破産管財人弁護士 三村 藤 明

資産の部

負債の部

(単位：円)

番号	科目	評価額 =財団組入額	番号	科目	評価額
1	預金	740,915,598	1	一般破産債権（別除権付債権を除く）	2,163,641,986
2	未収入金	15,789,711	2	別除権予定不足額	0
			3	別除権付債権	0
			4	財団債権*	0
			5	優先的破産債権	1,171,923
			6	劣後的破産債権	-
	資産合計	756,705,309		負債合計	2,164,813,909

差引 資産不足額 1,408,108,600

\* 財団債権については令和4年10月21日付で弁済